

毎週火、金曜日発行(但休日となる場合は翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇監査公告 定期監査の結果公表

## 監査公告

鳥取県監査公署職団部

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、昭和37年度に係る下記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和39年11月5日

鳥取県監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 平  
同 千代西尾 玉  
同 野 坂 泰 章  
同 野 坂 浩 賢

## 記

監 査 箇 所	執行年月日
財団法人鳥取県住宅公社	昭和38年9月17日
株式会社鳥取県漁業公社	39年9月18日
農業経済課	10月7日
水産課	9日
蚕糸課	10日
農産園芸課	11日
林務課	11月11日
農地開拓課	10月14日
農地課	15日
畜産課	17日
農政企劃課	18日

財団法人鳥取県住宅公社 昭和38年9月17日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 平  
同 野 坂 浩 賢

1 まえがき  
 今回、地方自治法第199条第6項後段の規定に従い、はじめで鳥取県住宅公社の監査を実施した。  
 当公社は昭和31年設立以来、その事務所を県土木部建築課内に置き、県職員の兼務により総ての事務が執行されていた。その間、県職員が片手間に事務を執つたためか、さらに担当者に適任者を得なかつたためか、後述するように、公社の寄附行為に規定されている財務諸表を作成せず、また、業務規定に定める諸台帳も備え付けられていない。  
 今回の監査に当り、貸借対照表(昭和38年3月31日現在)及び昭和37年度損益計算書が提出されたが、勘定科目が不明確でその裏付資料となる取引が整理記帳されていないので、計数の正否も確認し難いところとなつた。幸いにして、38年8月より事務所を鳥取市江崎町に分離独立し、専任職員を置いて監査日現在、鋭意調査整理中であつたので、一日も速かに財務会計の事務処理を明確にされるよう勧告する。

2 法人の概況について  
 県内における住宅不足の緩和のため諸事業と県外に就職する学生者のための通勤寮の建設を行なうため、下記のとおり設立された財団法人である。  
 (1) 設立許可年月日 昭和31年3月19日  
 (2) 設立登記年月日 昭和31年3月22日  
 (3) 基本財産 30万円(鳥取県より寄附)  
 (4) 役員 理事12人、監事1人  
 理事長 鳥取県知事 石坂二郎  
 (5) 事務所 鳥取県土木部建築課内  
 (6) 委嘱職員 12人(建築課職員が兼任)  
 3 主な事業の実施状況について  
 (1) 賃貸住宅建設事業  
 ア 敷地 鳥取市丸山町  
 イ 規模 鉄筋コンクリート3階建2棟  
 12戸 566.04㎡ (1戸当47.17㎡)  
 ウ 建設資金 頭金として県より5,700,000円の寄附金(収納済)を受け、他は殆んど

住宅金融公庫よりの8,080,000円の融資による。(37年度中に3,746,000円受入済)  
 事業の実施状況  
 昭和37年12月15日着工、38年9月完成  
 (2) 宅地造成分譲事業  
 ア 団地名 誠道団地(境港市高松町及び新屋町)  
 イ 造成面積 4,085.5㎡  
 ウ 事業計画 宅地80戸分24,818.1㎡を造成して分譲。事業の実施は、委託契約により境港開発公社が担当。  
 エ 資金 住宅金融公庫及び、境港開発公社より

りの借入金による。  
 事業の実施状況  
 住宅金融公庫より10,200,000円の借入金を受け入れていたが、年度内に着工に至らず、38年9月に入札に附していた。  
 (3) 岩倉団地残存地の処分  
 処分が遅れていた残存地を公売し、環境の整備を行なつていた。  
 ア 公売処分  
 (4) 財団法人大阪青年寮に対する寮舎の貸付業務  
 4 予算決算対照表について  
 予算に対する決算状況は次のとおりである。

区	分	予算額	決算額	備考
一般	社会	円	円	
公	社	円	円	
管	理	円	円	
費		円	円	

収入	3,853,484	2,797,162	1,056,322
〔郵便雑線〕	1,587,585	554,225	1,053,360
〔収入超過〕	1,548,588	1,535,179	13,409
〔雑支〕	601,115	611,602	10,447
〔雑収入〕	116,156	116,156	0
支出	3,853,484	2,273,731	1,579,753
〔公共債〕	474,479	347,684	126,795
〔公共債〕	1,565,088	1,520,179	44,909
〔公共債〕	780,000	105,868	674,132
〔公共債〕	850,000	300,000	550,000
〔公共債〕	139,000	0	139,000
〔公共債〕	24,917	0	24,917
収入支出差引額（翌年度繰越）	0	523,431	—
特別会計			
1 賃貸住宅式設事業費			
収入	13,934,000	9,454,536	4,479,464
〔借入金〕	5,700,000	5,700,000	0
〔借入金〕	8,080,000	3,740,000	4,340,000
〔借入金〕	153,000	0	153,000
〔借入金〕	1,000	14,536	13,536
支出	13,934,000	4,803,020	9,130,980
〔借入金〕	13,934,000	4,803,020	9,130,980
収入支出差引額（翌年度繰越）	0	4,651,516	—
2 誠道団地宅地造成事業費			

収入	25,924,000	10,200,000	15,724,000
〔借入金〕	25,900,000	10,200,000	15,700,000
〔借入金〕	22,000	0	22,000
〔借入金〕	2,000	0	2,000
支出	25,924,000	26,310	25,897,690
〔借入金〕	25,924,000	26,310	25,897,690
収入支出差引額（翌年度繰越）	0	10,173,690	—

5 財務諸表について  
 まえがきにも述べたとおり、寄附行為第17条第3号、並びに第21条の規定に基づき、財産目録、貸借対照表、損益計算書等を作成することとなつているが、業務規程第17条の規定に基づき元帳、仕訳帳の作成がなく、裏付資料不備のまま財務諸表が作成されているため、その正否は判定し難い実状であつた。

6 留意改善を要する事項について

(1) 前述したとおりであるので、元帳、仕訳帳等会計諸帳簿を作成し、財務經理の明確を期すべきである。

(2) 現行業務規程の内容をみると不適当な点が多いの

で、新たに財務規程を制定し、財務に係る事務処理の合理化を図るべきである。

(3) 大阪青年寮管理費、賠償及び償還金は予算額1,520,088円に対し支出済額は1,520,179円で91円超過していた。これは延滞利息であるが住宅公社理事長と大阪青年寮理事長との委託契約条項第2条第2項により、当公社がこれを負担するのは不当である。契約履行に配慮の要がある。

(4) 公社管理費、備品費でラベツトスカー85,000円のもの、公社所有中古品（50,000円）で相殺して55,000円で購入していたことは、予算の執行上適当

でないから、収支手続きの明確を期すべきである。

(5) 事業執行のため、2箇の特別会計を設け、それぞれ一般会計よりの繰入金を計上していたが、繰出金及び繰入金の額が相違しているので、予算の編成は慎重にされたい。

株式会社鳥取県漁業公社 昭和38年9月18日監査  
 監査委員 浜 田 注 二  
 同 中 田 玉 平  
 同 野 坂 浩 浩 賢

今回、地方自治法第199条第6項後段の規定に基づき、株式会社鳥取県漁業公社に対する県出資金の運用と、これに関連する事業について監査を実施した。

1 概要について

当公社は、県と沿岸漁民との協力体制を樹立し、沿岸漁業の振興を図るため、当初(32年)資本金1,250千円をもって旋網漁業(知事許可、操業は自県沖のみ)として6統のうち1統を経営し、5統は従来方式(貸

鑑札による入漁料を徴収する)を継続し、逐次自営に切り換え、将来は遠洋漁業への進出も考慮し、32年9月から操業を開始し今日に到っているが、後述するように人的、物的両面にわたり強化整備に努力が払われながらもかわらず、山陰沖漁場の衰退に加え、海流異変、その他に摺いされ、相当額の欠損金を出す結果となり、今後の見通しも暗く、殆んど廃業に近い状態である。規模の大縮少を行なうことを38年2月株主総会で決定したが、負債処理財源の捻出方法等のため延び、7月26日をもって巾着操業を停止するに至っている。

38年1月、かつお、まぐろ漁業許可2統の割当を得たことを機に機船巾着網漁業による経営損を補てんし、出資金、借入金等の諸負債を整理できる見通しを得ているようであるが、今後の措置については一層慎重に検討され、遺憾のないよう配慮されたい。

2 役員員の状況は次表のとおりで、設立当時は社長常勤で、職員本社4名、営業所5名であったが、35年本社、営業所を合流し、職員を6名とし、さらに36年11

月常勤者を3名(現業職員)に減じ、県漁連境支所の職員4名、振興漁業生産組合の職員1名を傭託として応援を得て事務処理が行なわれていた。

38.8.30現在

区分	人員	備	考
取締役社長	1		
取締役監査	8		
役員	4		
員託	3		
	5	現業担当者 県漁連境支所4名 振興漁業生産組合1名	

出資状況調査書 昭和38年8月31日現在(単位千円)

出資者名	出資年別						合計	総額に対する比率	備考
	32年	34年	35年	38年	39年	40年			
沿岸漁業協同組合	1,200	2,300	5,000		250	100	8,500	45%	
県漁業協同組合連合会	50	200		750	900	100	700	4	
巾着		1,250		2,000	2,000	900	2,550	13	
経営者		3,750	5,000	3,000	3,000	2,000	7,250	38	
計	1,250	3,750	5,000	3,000	3,000	19,000	100		

3 資本金について  
 設立当時の発行株式は250株(1株5,000円)、1,250千円であり後の増資状況は次表のとおりである。

32年4月に沿岸全漁業協同組合その他の参加を得て、5,000千円(内、県出資金1,250千円)を増資、37年度総会で授権株式総数を5,000株に決定し、38年8月31日現在、資本金は19,000千円(内、県出資7,250千円)で、前記株式総数の76%を出資し、増資も計画どおり行なわれたが後述することく諸種の悪条件が重なり、大巾な赤字を出す結果となり、5ヶ年計画による授権限度までの株式発行はされていない。

4 装備の状況について

設立時、本船(網船)第1因伯丸、灯船2隻、運搬船1隻計4隻の自営船のほかに、運搬船1隻、引船1隻計2隻を備船し、漁網2統(大羽網、鮪網各1統)をもつて機船巾着漁業1統の自営操業を開始、33年4月に小羽網を新調、さらに9月には経営合理化の見地より引船(中古船)1隻を購入、その後35年に運搬船1隻、37年に探索船(鋼船)1隻、38年1月に灯船(鋼船)1隻を建造し、4月には老朽船2隻を売却する等装備の充実、補強を行なつて操業能力の強化を図り、

経営不振を打開すべく努力を払つていたが、漁況好転の見通しもつかず、38年7月26日操業を停止していた。監査日現在前記船舶の殆んどが、売却済または売却交渉中であつたが、事業縮小に伴なう船舶の売却については漁況、借入金金利等を勘案し、早期処分が適当であると認められるので、有利に処分されるよう一層の努力を望む。

漁船の装備状況

(1統7隻編成) 38年7月現在

区 分	隻 数	備 考
本 船	1	因伯丸
灯船(含探索船)	3	第1、第2、第3わかしお
積船(含寒漕船)	3	第1、第2大丸、備船1隻
計	7	

大羽いわし網 1統  
小羽いわし網 1統

5 事業の状況について

(1) 初年度において、所有権許可(鳥取県知事許可)

6統のうち1統が前記のとおり境港を根拠地として、いわし、あじ、さばの捕獲を主とし、夜間操業を開始したが、公社の所有する前記許可のものは本県沖合のみ操業可能であつて、指定中型許可(農林大臣許可)のものに比し行動範囲が狭く、このため35年には島根県沖へ入漁し得る権利を取得したほか、35年には漁労長以下船員の更送、37年には指定中型許可購入及び優秀探索船の建造等逐年人的、物的に船団の操業能力強化に努力が払われ、設備投資等のため増資も計画どおり行なわれ、表(1)の漁獲高のとおり、一時的には豊漁を見た。しかしながら、山陰沖漁場の衰退、冷水塊の停滞、暖れ潮等の自然的条件に加えて、すでに更新期にあつた木造船で操業を開始したこと、資本が弱少であつたこと等諸種の悪条件が重なつた上、操業費、設備費の増大も加わり、殆んど毎期において欠損金を生ずるに至つた。なお、許可6統のうち、5統については県外船との共同経

営契約を得て、表(2)のとおり、初年度においては目標額(10,000千円)に近い歩合金を得たが、前述した漁況のため漸次減少し、36年度以降は、皆無の状態となつた。これらの結果、37年12月31日現在においては表(3)の貸借対照表のとおり、14,002,983円の欠損となり、さらに38年1月から8月末までの欠損金20,501,656円を加え、合計で34,504,637円の欠損金を出し所期の目的を達し得ず38年7月26日をもって操業停止に至つたことは遺憾である。しかしながら、山陰沖漁場の見通し、人的要素、装備等より見て、公社の主目的とする沿岸漁業振興対策の推進は最早望み少なく、累積の赤字、含損の整理見込等を考慮すれば、操業停止はむしろ事情やむを得ないものと認めた。

なお、32年からの利益及び欠損状況は表(4)のとおりである。

(2) 本年1月にかつを、まげる漁業許可2統の割当を受け、うち1統(沿岸振興対策分)を中央漁業公社

を通じて宮城県の業者と操業の委託契約をし、予定水揚高を35,000千円、年間の受取金3,500千円としているが、38年度は3,150千円で契約していた。他の1統に同じく中央漁業公社を通じて44,000千円で権利を譲渡し、監査日現在代金は未受領であった。100屯型かつお、まぐろ漁業の経営は、当会社はもとより本県においては経歴がなく、当社が自営操業を行なうことは乗組員の獲得、資金等の面からして困難と認められ、上記の措置は止むを得ないものと考えられるが、今後の運営管理については充分考究善処されたい。

(1) 最近3ヶ年漁獲高状況

区分	漁獲量 kg	漁獲高 円	備考
35年度	3,019,309	74,958,770	
36"	2,368,181	62,613,212	
37"	3,185,825	84,514,608	
38"	888,060	25,558,455	38年8月31日までのも

(2) 県外船との共同経営による受入歩合収入状況

期 別	金 額	期 別	金 額
第1期(32年)	9,598,130	第4期(35年)	483,696
第2期(33年)	5,694,654	第5期(36年)	0
第3期(34年)	2,098,992	第6期(37年)	0

(3) 貸借対照表

(昭和37年12月31日現在)

資 産 の 部 分		負 債 及 び 資 本 の 部 分	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 流動資産		1 流動負債	
イ 現金	19,714	イ 支払手形	10,246,000
ロ 銀行預金	273,212	ロ 掛金	9,662,942
ハ 受取預手形	1,000,000	ハ 未払費用	1,499,765
ニ 貯蔵品	7,668,475	ホ 前払費用	375,391
ホ 前渡金	1,341,518	ヘ 短期借入金	12,920,104
(流動資産計)	10,502,924	ト 割引手形	24,700,000
2 その他の資産		(流動負債計)	1,000,000
イ 仮払金	750,000	イ 仮受金	505,136
ロ 立替金	21,220	ロ 預り金	15,248
ハ 前払費用	643,353	(その他の流動負債計)	520,384
(その他の資産計)	1,414,573	3 固定負債	
3 有形固定資産		イ 農林漁業資金借入金	20,940,739
イ 建物	354,622	ロ 長期借入金	4,440,000
ロ 構築物	508,492	(固定負債計)	25,380,739
ハ 船舶	61,069,007	4 資本	
ニ 漁具	8,884,701	イ 発行済資本金	19,000,000
ホ 什器備品	316,652	ロ 繰越欠損金	114,309,193
ヘ 建設仮勘定	6,951,400		
(有形固定資産計)	78,084,847		

4 無形固定資産 1 外部出資 (無形固定資産計)	1,500,000	1,500,000	ハ 当期末処分利益 剰余金 (資本計)	306,212	4,997,019
合 計	91,302,344	合	計	91,302,344	

(4) 期別純利益金及び欠損金の状況

期 別	純利益金 A 円	欠損金 B 円	後期繰越欠損 金 A-B 円
第1期(3年)		4,648,249	4,648,249
第2期(3年)		1,837,874	6,486,123
第3期(3年)		3,601,458	10,087,581
第4期(3年)	2,368,308	6,589,920	7,719,273
第5期(3年)			14,509,193
第6期(3年)		306,212	14,002,981
第7期(3月~8月)		20,501,656	34,504,637

6 負債整理について

操業停止後の38年8月31日現在の合計残高試算表は表(1)のとおりで、本年1月に期当を得たかつを、まづろ漁業許可を活用し、市着部門を整理すべく整理委員会

を設け、処分中であつた。その整理見込状況は表(2)のとおりであるが、収入見込額87,346,446円に對し、負債及び資本金は130,008,356円で、差引142,661,910円が実質赤字となり、発行済資本金19,000,000円を除外すると23,661,910円となる。これに要する支払利息を年8分で計算すると約1,900千円となるが、これに見合うものとして、前述した操業委託に伴う収入3,500,000円(年間)をもつて補てんとすると、毎年約1,600千円が負債処理に充当できるものと考えられる。

なお、主管省の了承を得て、残余のかつを、まづろの権利をも有利に処分することができ得れば、出資金の返還をも含めて債務は完済し得ると考えられる。この際公社制度と沿岸漁業振興策との関連と、その在り方

(1) 合計残高試算表 (昭和38.8.31現在)

借		貸	
勘定科目	残高	勘定科目	残高
(流動資産)		(流動負債)	
現金	38,625	形金	12,678,731
預金	961,601	掛金	2,515,979
受取手形	200,000	未払金	1,894,566
貯蔵品	7,668,475	未払費用	1,293,442
前払金	295,776	短期借入金	27,765,909
(その他の資産)		(その他流動負債)	29,200,000
仮払金	3,600,000	仮受金	1,360,483
立替金	21,220	預り金	4,884
(有形固定資産)		(固定負債)	
建物	354,622	豊林漁業資金借入金	30,240,739
構築物	508,492	長期借入金	4,053,663
船舶	64,311,936	(資本)	
漁具	15,176,347	発行済資本金	19,000,000
漁船	316,625		
(無形固定資産)			
外部出資	2,050,000		
(繰延資産)			

繰越欠損金		繰越利益金	
小	計	小	計
(管理費)		(事業収益)	
一般管理費	5,739,519	漁獲売上高	25,558,456
事業外費用	7,230,142	受取利息	15,667
(事業費)		雑質	875,152
漁業販売費	31,444,550	借入料	1,575,000
鮮魚販売費	4,111,720		
小計	48,525,931	小計	28,024,275
合計	158,032,631	合計	158,032,631

(2) 整理状況

資産高 (38.8.31現在)	区分	分	処分可能予定高	備	考
38,625	(流動資産)	現金	38,625		
961,601	銀行預金	961,601			
200,000	受取手形	200,000			
7,668,475	貯蔵品	0		漁網既に4分の3は使用済で残りは使用不能不良資産	
295,776	前渡金	0			
9,164,777	(その他の資産)	計	1,200,226		
3,600,000	仮払金	3,600,000		支払手形 田後漁業組合 50,000円 貝魚連 3,550,000円	
21,220	立替	21,220			
3,621,220	計	3,621,220			
354,622	(有形固定資産)	建物			
508,492	構築物				
64,311,936	船舶	34,900,000		船舶 28,900,000	
15,176,347	漁具			その他 6,000,000	
316,625	什器				
80,668,022	計	34,900,000			
2,050,000	(無形固定資産)	2,050,000			
95,503,719	外部	41,771,446			

(註) 処分可能予定高において「貯蔵品」「有形固定資産」は公社の見積による。

(事業外収益)	卸料	売却	計
権利	44,000,000	1,575,000	45,575,000
賃料			
小計			87,346,446
合計			

農業経済課 昭和38年10月7日監査

監査委員 浜田 庄二  
 同 中 田 玉平

1 収支について  
当課は、38年5月1日で分課し、37年度中は農政企画課として予算執行されたためその収入支出状況は農政企画課に含まれている。

2 経理出納並びに事務事業の執行について

(1) 農業協同組合組織整備事業は、36年8月農業協同組合併助補助金交付規則を37年7月農業協同組合併助成条例を制定し、農協の合併及び合併後の事業

運営の基礎確立に必要な助成を行い、総合農協178(36年3月末現在)組合を、39年度末までに39組合に合併統合する計画となっている。

37年度の合併指導実績は6地区の39組合で、合併補助金8,148,560円を交付しているが、全体計画に対して、38年3月31日現在で8地区の48組合を合併したにとどまり、進捗率は28%と低調の状況にある。前記合併助成条例は39年度末までの期限規定であることにも関連し、農業構造の改善を伴う農業近代化の推進に対応するため適正経営規模単位農協の確立が強く要望されているので、未合併地区の合併促進及



び組合の内部組織整備の推進に一層の努力を望む。

なお、県経済農業協同組合連合会と県中央農業協同組合連合会の統合が57年8月に実現し、ついで38年2月に新経済農業協同組合連合会が県運輸農業協同組合連合会を吸収合併して経済事業に関する連合体が一体化され、農協組織の合理化が図られたことは結構である。

さらに、郡畜産(5ヶ所)と県経済連畜産部(倉吉市、東伯郡の地域)との合併による県経済連畜産組織の整備強化についても指導し、販売と直結する成長部門たる畜産の主産地形成が速かに確立するよう希望する。

(2) 農業協同組合法第94条第4項の規定に基づき単位農協の検査は国庫補助(2分の1額、人件費旅費)を受け実施しているものであるが、57年度は177組合中、常例検査43組合、財務確認検査61組合(合併見込組合)、分都検査7組合、計111組合の実施状況(64%)であった。さらに常例検査の完全実施に

努められたい。

なお法定検査対象組合のほか、開拓農協、酪農農協等についても積極的指導が望まれるので、関係課との連携を密にして実施方検討されたい。

(3) 事業費7,197,000円で実施した共同利用施設(5施設)の昭和38年災復旧事業に対して地方農林振興局において2,012,300円の補助金を交付しているが、補助金交付決定通知額の対象事業費(査定額)より下廻りした実績に対し交付決定通知額どおりの概算払を行っているもの、57年11月末出来形は79%の進捗率であるにもかかわらず実績報告書では57年10月完了となつている等補助金の取扱処置に適正を欠くものがあつたので、補助金交付事務並びに実績確認に厳正を期するよう指導されたい。

(4) 農協中央会が行なう農業協同組合講習所の事業すなはち、組合職員の養成、中堅職員の研修に要する経費770,215円に対し補助金(県費)750,000円が交付されている。同補助金の交付は鳥取県農業協同組

の県費立替措置等につき検討されたい。

(6) 各地方農林振興局においてチェーンアップ優良品種導入資金6,396千円の貸付決定したもののうち、57年10月以降に貸付決定しているものが1,765千円あり、金融機関の貸付実行が12月以降になつているものが1,314千円(20.5%)あつたので、チェーンアップ栽培の適期を失しないようこれが貸付決定処置の迅速化につき、指導の徹底を期されたい。

水産課 昭和38年10月9日 監査  
監査委員 浜田 庄二  
同 千代西尾 泰章

1 収支について  
昭和37年度の収入、支出状況は次のとおりである。

合中央会事業活動促進費補助金、交付要綱第2第2項の規定で行なわれているが、同補助金は、前記事業の内容からして、同要綱第2第1項第5号の事業(補助率2分の1以内)と認められるので、同要綱の運用について検討善処されたい。

(5) 農業災害補償について  
ア 農業共済組合42組合中、57年度常例検査計画54組合に対し20組合を実施していたが、実施率の向上に努めるとともに、経営内容の悪いものについては、さらに適切な指導、措置に努められたい。

イ 農業災害補助事業に対し国府町農業共済組合外42組合に補助金(全額国庫)59,202,970円を交付されていたが、組合の第1、4半期分補助金受領は6月中旬頃となり、その間を借入金または掛金の一時立替により運営していた。本事業の適正な運営を期するため、国庫補助金の早期交付を国に要請するとともに、場合によつては1、4半期分

00802

収入

(単位 円)

区分 科目(款)	予算現額	調定額		及入済額	収入未済額	備考
		前年度以前繰越額	現年度			
分租金及負担金	12,906,000	0	12,906,000	12,906,000	0	
使用料及手数料	1,039,000	0	445,020	445,020	0	
国庫支出金	106,476,000	0	92,758,336	92,758,336	0	
寄附金	720,000	0	672,800	672,800	0	
雑収入	60,000	109,840	80,410	190,250	80,410	
計	121,201,000	109,840	106,882,566	106,972,406	109,840	

支出

区分 科目(項)	予算現額	支出済額		翌年度繰越額	不用額	備考
		支出	済額			
水産業費	160,439,256	140,967,816	15,406,000	156,373,816	4,065,440	
雑支出	45,670	45,670	0	45,670	0	
計	160,484,926	141,013,486	15,406,000	156,419,486	4,065,440	
(繰越業分) 費	71,790,000	71,463,420	0	71,463,420	326,580	

00803

2 経理出納並びに事務事業の執行について

(1) 水産業の基盤確立を図るため、30年度よりの第3次漁港整備計画(8ヶ年)に基づき、修築事業が行われていたが、その最終年度に当る当年度は事業費79,305千円をもって具管理漁港である網代及び境漁港の施設整備に努め、さらに町村管理漁港である酒の津修築事業に対し700千円の具費補助助成を行い、境及び酒の津の両漁港が完成港となつたことは結構である。

引き続き第3次整備計画については事業費の確保を図つて中核的漁港整備の促進に一層の配慮をされた。

(2) 沿岸漁業の振興策については、中核的漁港の整備と相俟つて、汽船魚礁設置4ヶ所(21隻1,830千円)産卵用たこつば設置2ヶ所(4,000箇200千円)共同養殖施設(たこ)1ヶ所(100m<sup>2</sup>1,352千円)を設置し、相当の成果を得たものと慰料される。しかしながら、800千円の予算をもって酒ノ津に計画した共同加工

施設補助は、受入態勢が不十分であつたため所要の土地購入ができず、該事業が不執行となつたことは遺憾である。近年この種の施設にあつては、水揚げの激減により事業の縮小、閉鎖等が行われている現況にあるので、事業の計画に当つてはとくに慎重な検討と指導の要がある。

(3) 境港市に建設された具宮魚揚施設及び水産会館は、総事業費107,634,419円をもって本館魚市場施設上屋、無線鉄塔等を36年12月に着工し、37年10月に竣工したものであるが、冬期は本館各室内の壁に水滴の露結が甚しく、物品、書類の保管はもとより、執務にも支障をきたしておる現状である。前回の監査でも指摘されているが早急に調査善処されたい。

(4) 境魚揚施設建設費の前年度よりの繰越予算現額1,790,000円のうち不用額326,595円を生じながら、別途現年度予算に事業費4,939,000円を追加計上していた。予算措置は適正かつ慎重を期されたい。なお、一般会計で支出すべき建設費のうち、電気器

00804

具施設費 1,079,000円が設計書の不備が原因して、特別会計より支出されていた。適正経理に留意されたい。

(5) 沿岸漁業振興のため、漁民の借入金に対し181,505円の水産振興資金利子補給を行つていたが、同資金の融通要綱及び金融機関との利子補給契約書で定めた以外の方法で支払手続がなされていることは適正処理と認められない。

また、融資取扱機関との台帳照合等を定期的に行い、貸付残高の異動状況の確認に努め、利子補給事務処理に万全を期されたい。

なお、資金需要が予定より少なく、885,000円の予算額に対し703,495円の不用額を生じていた。

(6) 魚揚施設使用料過年度調定分 109,840円生産物売払代の過年度調定分35,250円が未収であるので、早期収納に一層努力されたい。

3 水産試験場は本場と分場とに分れるこのため職員及び施設の面にロスが大きく、かつ地域性による分離の必

要性も認めがたい。経費の効率的な使用上からも統合について検討されるよう要望する。

4 その他出先機関については、それらの定期監査報告で述べたとおりである。

課 監査委員 浜田庄二  
同 同 中田玉平  
同 同 千代西尾泰章

1 収支について  
昭和37年度の収入、支出状況は次のとおりである。

00805

(1) 収入

(単位 円)

区分 科目	予算現額	調定額		収入済額	収入未済額	備考
		前年度以前 前繰越額	現年度			
使用料及手数料	18,000	0	31,068	31,068	0	
国庫支出金	12,183,000	0	9,149,993	9,149,993	0	
寄附金	110,000	0	110,000	110,000	0	
雑収入	5,000	0	3,350	3,350	0	
計	12,316,000	0	9,294,411	9,294,411	0	

(2) 支出

区分 科目	予算現額	支出額		不用額	備考
		支出済額	翌年度繰越額		
業務費	4,839,927	4,508,157	0	331,770	
繰分	2,415,000	2,415,000	0	0	
計	7,254,927	6,923,157	0	331,770	

2 桑園能率増進事業について  
 桑園能率の向上及び栽桑技術の普及を図るため、県下34ヶ所(17町村、1ヶ所100a)に展示桑園を設置して養蚕経営合理化の拠点とし、年間桑葉普及率は36年度の36.3%に対して、37年度は61.7%と急速に伸び、また、全国平均57.0%、中国五県平均39.8%をも大きく引き離していることは結構である。  
 しかしながら、地域別はその普及率を見ると、福部10%、浦富15%、郡家39%、青谷10%、神戸10%、羽合20%、名和25%等、低率のところもあり、また、屋外桑葉育においても、浦富8.8%、浜村30%、羽合20%など、極度に普及率の低い地域があるので、展示桑園の効果測定に留意し、その効果的運営になお一層配慮されたい。

3 桑苗自給生産事業等について  
 本事業は、自給桑苗生産を奨励し、老廃桑園の改植並びに新植を行ない、桑園能率の向上を図るため、造園増反10ヶ年計画(昭和35年度~昭和44年度)を樹立し、

当年度で第3年次目に至り、その実績は次表のとおりで、改植、新植は計画以上の進捗を見たが、反当収穫計画における収穫量は、各年次とも、計画通りに進捗せず不安定なものであることが伺える。  
 桑園10a当りの収穫量は36年度の67.647kgに比し、37年度は67.774kgと殆んど変動がなく、経営的にもまた向上の余地の大きいある現状で、とくに、気高郡、日野郡、を除く各郡市の収穫量は僅少である。  
 栽桑技術の普及と桑園の省力管理につき、格段の努力を払われたい。

造園増反計画と実績表

年度	桑園改植		新植		10a当り収穫量	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
35	50.070.0	140.050.070.0	140.075.000.69	658	92.9	
36	50.040.0	80.030.060.0	200.078.750.67	647	85.9	
37	50.064.0	128.030.090.0	300.082.607.67	774	82.0	

4 蚕業普及員の人事管理、担当地区の不均衡等の問題点については、従前の監査で指摘されておりである。  
 5 各出先機関については、そのつど定期監査報告で述べたとおり留意改善すべき事項があるので考究善処されたい。

農産園芸課 昭和38年10月11日監査  
 監査委員 浜田 庄二  
 同 千代西尾 泰章  
 1 収支について  
 昭和37年度の収入、支出状況は次のとおりである。

収入

(単位 円)

区分 科目(数)	予算現額	調定		収入済額	収入未済額	備考
		前年度以前繰越額	現年度			
使用料及手数料	1,386,000	0	1,456,220	1,456,220	0	
国庫支出金	32,403,000	0	28,779,436	28,779,436	0	
寄附金	2,097,000	0	2,097,000	2,097,000	0	
雑収入	1,516,000	0	554,015	554,015	0	
計	37,402,000	0	32,886,671	32,886,671	0	

00808

支出

科目(項)	子算現額	支出額		出額		不用額	備考
		支出	済額	翌年度繰越額	計		
農産園芸費	17,756,710		16,576,706	0	16,576,706	1,180,004	
雑支	47,127		47,127	0	47,127	0	
計	17,803,837		16,623,833	0	16,623,833	1,180,004	
(繰越改良費) 農業改良費	17,537,000		17,336,670	0	17,336,670	200,330	

2 経理出納並びに事務事業の執行について

(1) なたねの生産改善のため、優良品種を確保し、農家に配布する目的で原種は8箇所2.5haを委託料146,670円をもって、県経済農業協同組合連合会に委託していた。

本事業に係る受託者よりの実績報告が未提出で正確な数字は確認し難いが、担当課の算定によると、生産数量 1,500Kgに対し配布数量は50%以下であったとされている。

種子需給計画の無かつたことが結果的には不必要な

経費支出の原因と考えられるので留意するとともに、受託者よりの実績報告は助行させられたい。

なお、原々種は委託契約により県が配布することとなつているが、これが購入代金の支払に適切を欠くものがあつたので留意されたい。

(2) 果樹園経営の合理的な基礎の確立を図るため、果樹農業振興特別措置法の規定に基づき、果樹園経営計画の認定を行ない、計画達成に必要な資金について制度金融による融通の措置を購じ、指導援助に努め、37年度において資本金枠15,420千円をもつて3件

00809

(河原町、東伯町) の認定を行ない、植栽面積25.4haを実施していたが、さらに本制度の啓もう普及に努めるとともに資本金枠の確保を図り、事業の振興につき一層の努力を望む。

(3) 主要農作物採種管理事業は、稲、麦、大豆の品質改善を図るため、補助金912,633円を県種子協会に交付し、優良品種子の確保及びその普及を行なつたものであるが、37年度における事業成績は次表のと

種子確保及び配布の計画実績表

種類	種子確保数量			種子配布量			種子残量	
	計画 A	実績 B	B/A %	計画 A	実績 D	D/A %	B-D	B-D/B %
稲	180,000 Kg	128,770 Kg	71.5	180,000 Kg	109,466 Kg	60.8	19,504 Kg	15.0
麦	110,000	91,534	83.2	110,000	88,125	80.1	3,409	3.7
大豆	300	201	67.0	300	0	0	201	100.0

おり各種類とも相当量の残種子量を出し、178,589円の残処理費を要していることは遺憾である。また、種子更新率(稲10.6%、麦13.3%、大豆0%)は著しく低調であるので、本事業の運営について合理的振興策を考究されたい。

なお、912,633円の補助金交付に係る検査を38年8月に行なつてはいるが、検査方法は適法と認められたいので厳正な検査執行を行なわれたい。

3 出先機関についてはそれぞれの監査報告で述べたとおりである。

00810

林務課 昭和38年11月11日監査  
 監査委員 浜田庄二  
 同 中田玉平

1 収支について  
 昭和37年度の収入、支出状況は次のとおりである。

収入

科目(款)	予算現額	調定額		収入済額	収入未済額	備考
		前年度以前繰越額	現年度			
公企業財産収入	169,626,000	0	89,657,580	78,048,580	11,609,000	
使用料及手数料	7,298,000	0	5,257,604	5,257,604	0	
国庫支出金	282,887,000	0	265,258,691	265,258,691	0	
寄附金	6,027,500	0	5,334,414	5,334,414	0	
雑収入	26,460,000	0	25,311,717	65,932,715	0	過年度収入 40,620,998
計	510,298,500	0	390,626,751	419,882,004	11,609,000	

(単位 円)

支出

科目(項)	予算現額	支出済額		翌年度繰越額	不用額	備考
		支	出			
林業支出	301,000,496	285,959,722	9,697,000	295,656,722	5,343,774	
雑支	200,213	200,213	0	0	0	
計	301,200,709	286,159,935	9,697,000	295,856,935	5,343,774	
(繰越分)林業費	6,420,216	6,343,023	0	6,343,023	77,193	

00811

2 経理出納並びに事務事業の執行について

(1) 保安林強化事業について

ア 森林の施業制限に伴なう保安林の損失補償のため  
 の予備調査(調査期間34年度~38年度)を、37年度  
 203件、350haを実施し、要補償と判定したも  
 の27件、41haがあつたが、受益者負担の算定が困  
 難であるとの理由により現在まで補償が行れてい  
 ない。他府県において既に補償の開始されている  
 ものもあるので、早急に損失補償が行なわれるよ  
 う推進方努力されたい。

イ 保安林台帳の整備は、34年度を始期とし、39年  
 度完了を目標に着手、37年度には予算額443,961  
 円の経費(国庫補助2分の1額)をもつて7,380  
 筆、20,545ha(457箇所)を整備していた。しか  
 しながら37年度末現在においては全体計画の50  
 %~55%程度しか進展していないので、基本とな  
 る台帳整備の促進に一層の努力を払われたい。

ウ 保守林の整備及び管理を適正に行なうため、委

託料 420千円をもつて21市町長に保安林保護巡視  
 事業を委託していたが、その実施状況報告があつ  
 たものは僅かり市町に過ぎない状況にあつたので、  
 委託事項の実施確認を厳格に履行されたい。

なお、同事業実施についての委託契約は遅れて37  
 年11月にでい結されており、巡視状況に遺憾な面  
 が認められたので予算の効率的執行につき留意さ  
 れたい。

(2) 昭和37年10月25日及び29日に売買契約を行った5  
 件の国有林立木の払下は、その代金68,988,000円で  
 あるが、この売却は議会の同意を必要とするため、  
 契約は「停止条件付き」となつている。議会の同意  
 は同年12月19日に得ているにもかかわらず、それから  
 40日後の昭和38年1月28日に至り納額告知書を発行  
 している。この期間、延滞金についての約定による  
 日歩る額の割合で計算すると、827千円の損失を  
 被つたと同じことになる。  
 現行の契約書では、代金の納入期日は「知事の指定

00812

する期日まで」となっているので、事務担当者の思惟等により、上記のとおり納入告知書の発行が遅延する余地がある。議会の同意を得た後、直ちに収入調定、納額告知するよう契約及び内務事務の改善について検討善処されたい。

(3) 治山事業費補助金12,747,252円、特殊緊急治山事業費補助金16,779,973円、計29,527,225円が雑収入に収納されていたが、開発指定事業補助金に収入すべきであるので適正処理に十分注意されたい。

(4) 森林組合の請負により実施する治山事業は工事完了後県が精算設計を行ない、その認定通知額により変更契約が結ばれているが、この方法によると工事完成後に、しかも、殆んどが、工期後に契約の変更が行なわれ適法処置と認められない。当初設計額の変動については、工期内における工事完成の最終段階において変更設計を行ない、契約を更正することとされたい。なお、これに伴って契約条項並びに支出方法についても検討善処の要がある。

なお、請負契約した森林組合に対し、県森林組合連合会の保証により工事請負金の前金払が行われているが、「公共事業の前払金保証事業に関する法律(第3条)」の規定に照し検討を要するものと認める。

(5) 補助造林事業費補助金の交付決定及び額の確定通知が年度を相当期間経過して行なわれているので、年度内に迅速かつ適正処理するよう各振興局を指導されたい。

(6) 林業技術指導員の普及活動については、地方農林振興局の定期監査報告で述べたとおりで、林業専門技術員は振興局からの要請により指導に意向しているが、その回数は僅少であり、また同指導員との結びつきが必ずしも十分とは思料されない。現地指導員に対する指導及び援助を積極的に行なうべきである。

3 各地方農林振興局及び林業試験場において実施している事務事業の状況については定期監査報告、あるいは決算審査意見書で指摘したとおりであるので、適切なる指導及び措置を図らされたい。

00813

農 地 開 拓 課 昭和38年10月14日監査  
 監査委員 浜 田 庄 二  
 同 中 田 玉 平

1 収支について  
 昭和37年度の収入支出状況は次のとおりである。

区 分 科 目 (款)	予 算 現 額	調 定 額		収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
		前年度以前繰越額	現 年 度			
国庫支出金	41,579,000	0	36,824,481	36,824,481	0	
寄附金	2,423,000	0	2,423,500	2,423,500	0	
繰越金	5,029,000	0	5,029,000	5,029,000	0	
雑収入	1,215,000	4,156,000	1,215,000	5,371,000	4,550,000	821,000
計	502,246,000	4,156,000	45,491,981	49,647,981	48,826,981	821,000

(単位 円)

区 分 科 目 (項)	予 算 現 額	支 出 額		不 用 額	備 考
		支 出 済 額	翌年度繰越額		
農地開拓事業費 (繰越分) 農地開拓事業費	34,291,523 5,029,000	32,165,533 5,029,000	0	32,165,533 5,029,000	2,125,990 0

2 経理、出納並びに事務事業の執行について

(1) 開拓用地について / 当初の計画面積は8,708町余歩で、このうち売渡(配分)済となつた面積は79.1%の6,881町余歩(入植者4,093町余歩、増反者2,793町余歩)、道水路敷352町余歩、不用地618町余歩で、未配分となつている開拓用地面積は849町余歩(9.8%)である。(昭和38.9.31現在) 不用地618町余歩並びに未配分用地849町余歩については旧所有者への売払、不用地認定、あるいは追加配分等の処分を進めるとともに利用区分を早期に決定し、適正規模による開拓地の管理保全に一層の配慮をされたい。

(2) 分散農地を集団化し、土地利用の高率化による農業経営の合理化を図るため、37年度において予算額387,800円をもつて倉吉市はかろ町で530haの農地交換分合の実施計画を樹立していたが、関係住民の本事業に対する熱意の不足、あるいは、農地毎の差が大きいため実施に至らなかつたことは遺憾である。

る。

本事業は、市町村が計画樹立している新市町村建設計画の中においてその実施計画が策定されているものが多いが、本事業推進についての啓蒙指導に格段の努力を払われたい。

なお、本事業は35年度、36年度においても計画し、所要経費は折角予算化されているけれども、例年未実施の実情であるので、予算編成に当たっては十調査確認し、処置するよう配慮されたい。

(3) 入植施設について  
従前に引き続き37年度に開拓地入植者の飲用水施設、電灯導入、住宅建設及び改築に対し、国庫及び県費で4,850千円の補助金を交付し入植施設の整備を図つていた。昭和38年3月末における入植戸数は717戸で、その入植施設の整備状況は次の通りである。

事業区分	計画戸数	36年度までに施設された戸数	37年度		38年度以降計画戸	37年度までの進捗率	備 考
			実戸数	補助額 円			
一般住宅建設	717	707	4	520,000	戸(6)	99.2%	( ) は38年度の計画のもの。
老朽住宅改築	162	47	40	4,160,000	(58) 75	53.7%	
飲用水施設	717	668	3	95,000	(19) 46	93.6%	
電気導入	717	669	4	75,600	(13) 44	93.9%	

特に老朽住宅の改築が遅れ、未だに無電灯農家が解消されていないのは、主として開拓者の経済的負担が容易でないことによるものであるので国に対して補助率の引上措置等につき強力的接衝するとともに、県当局においても財政的援助措置を図られるよう要

望する。  
(4) 登記促進について  
農地法に基づき開拓地の登記促進のため35年度を始期とする4ヶ年計画を樹立して実施しているがその実績は次の通りである。

登記計画及び実績表

区分	計 画		実 績		進 捗 率	
	買収、売渡、買戻、再売渡	面積	実 績	面積	筆 数	面 積
年度別	筆 数	面 積	筆 数	面 積	筆 数	面 積



	買収	買収	買収	買収	買収
3	1,797	802,0337	2,232	941,4722	124.2%
5	4,843	2065PF 1,244,3145	2,692	1,751,7413	117.4%
6	2,163	3,239,6PF 1,201,1553	4,155	1,733,06PF 1,213,7301	55.6%
7	8,803	3,445,6PF 3,247,5035	9,079	1,733,06PF 3,906,9435	140.8%
小計	3,950	155PF 1,111,0979	—	—	192.1%
8	12,753	36,106PF 4,358,6014	9,079	1,733,06PF 3,906,9435	103.1%
計					120.3%

57年度においては実施計画に比し192%（筆数）の登記実績を挙げ努力の跡が十分に認められる。しかしながら、最終年次である38年度に登記を要するものの中には、長期間放置されていたため買収図面、売渡図面が紛失し、その経緯が不明のもの、買収または売渡の計画書と土地台帳図、あるいは実測図とが符合しないもの、住所の不明者がいること等のため登記処理に甚だ困難な事案が多いことが予想されるので一層努力されるよう望む。

なお、登記事務の円滑化に関連して、買収または売渡の際にはあらかじめ登記所の土地台帳との照合並びに入植者への土地配分計画は入植後に決定されていたが、あらかじめ実測及び筆割並びに境界確定等を行なうて問題が発生しないよう、適確な事前処置に十分配慮の要があるものと認める。

(5) 開拓農業協同組合整理輔導事業で、開拓営農振興組合輔導員1名を任命し、上野開拓組合外4組合に係る政府資金等借入金及び各種補助金の経理事務等、

組合の財務に関する確認調査に一年間当らせ、報告費132千円を支出しているが、輔導員の輔導業務に関する業務日誌の記録内容は十分とはいえず、また、輔導員が調査確認した状況、措置でん末、輔導事項は口頭報告にとどまり、書面による報告はなされていなかつた。このため組合の財務の実態が主務課に充分確認されず、経費が効率的に使用されていない結果となつたことは遺憾である。仕事の性質上書面をもつて報告させるとともに、業務日誌についても留意されたい。

なお、開拓組合の財務並びに会計処理の適正化に資するため、財務並びに会計に関する準則案を策定し、適正な経理出納の執行を指導する措置が必要と史料されるので検討されたい。

また、上記報告費は報酬より支出すべきである。

(6) 開拓生産農業協同組合連合会に対し純原費でもつて10万円の補助金を交付しているが、補助金交付申請書には事業計画の項目を羅列しているのみで、そ

の内容が不明確であつたので今後留意されたい。また、検査は年度を相当期間経過して実施され、かつ検査員の任命行為がなく、また検査結果通知は検査員の検査調査の写を送付して、該通知に替えていたので適正な事務処理に格段の留意が必要である。

(7) 57年5月に事故発生したオートバイ(250cc)の事故報告が未提出であつたので所定手続を厳守されたい。

(8) 農地分散状況調査を農農業会議委託実施させ、補助金275,200円(国庫補助二分の一)を交付していたが補助金交付申請書の提出と補助金交付決定通知が遅延していたので事務処理の迅速化について留意されたい。

耕地	課	昭和38年10月15日	監査
			委員
			浜田庄二
			中田玉平

1 収支について  
昭和57年度の収入、支出状況は次のとおりである。

科目(款)	予算現額	調定額		収入済額	収入未済額	備考
		前年度以前繰越額	現年度			
公企業及財産収入	30,000	0	40,000	40,000	0	
分租金及負担金	40,224,000	0	40,224,400	40,224,400	0	
使用料及手数料	0	0	12,000	12,000	0	
国庫支出金	581,465,000	0	571,378,753	571,378,753	0	
寄附金	3,416,000	0	1,200,000	1,200,000	0	
繰入金	64,873,000	63,543,187	63,543,187	63,543,187	0	
繰越収入	53,966,000	1,799,482	54,024,740	55,824,222	1,590,482	
雑収入	743,974,000	65,342,669	666,879,893	732,222,562	1,590,482	
計						

支出

科目(項)	予算現額	支出額		翌年度繰越額	計	不用額	備考
		支出	済額				
耕地事業費(繰越分)費	310,716,143	294,544,503	294,544,503	13,855,000	308,399,503	2,316,640	
耕地事業費	3,509,011	2,179,198	2,179,198	0	2,179,198	1,329,813	

2 経理、出納並びに事務事業の執行について

(1) 予算の繰越について

地方自治法第236条の2により、38年度へ予算を繰り越したものは次のとおりであるが、関係事務費は当年度に全額支出し、工事請負費及び補助金のみを繰り越している。残事業量に必要な監督旅費等事務費の相当額を当然繰り越すべきである。

なお、繰り越した事業については早期完成に努められたい。

県営用排水改良事業費工事請負費	8,000千円
団体営耕地整備事業費、負担金補助及び交付金	4,220千円
地盤変動対策事業費	1,215千円
団体営かんがい排水事業費	420千円
計	13,855千円

(2) 幹線農道整備事業(単県補助率50%)で、各地方農林振興局から提出された実施計画は34地区、事業費91,460千円、延長37,320mであるが実施は12地区、

事業費25,000千円(補助金7,500千円)、延長9,041mで、計画に対し27%の実施状況である。

本事業は、中山間部及び山間部を対象とし、農業生産基盤の整備並びに労働の省力化に大きな役割を果すものであるので極力事業の推進に努め、山間地帯の農業振興を図られるよう要望する。

(3) 県が実施した畑地かんがい受託事業で、事業完了に伴う委託者への財産及び施設等の引継処置が30年以上降未実施であり、なかには県の名義になつていない土地もあるので、これが引継について遺憾のないよう早期に処理されたい。

(4) 財産管理について

県営事業完了後における揚水機舎、揚水機、変電施設等、土地改良財産及び開拓地における水道施設等開拓財産の維持管理は、県との話合のみによつて関係地元団体が事実上これを行なつていくのが、正式な契約に基づいて維持管理させるよう改善の要がある。早期にこれが取り扱いはるべき

る方針を決定されたい。

1 県営事業で取得した用地の昭和38年3月末における登記の状況は次表のとおりで、登記済となっているものが全体の15.7%に過ぎない状況である。未登記の913筆(84.3%)のうちにはすでに事業が完了しているものもあり、期日の経過とともに登記処置に困難が加わるものと思料されるので、登記事務専任者を配置し、財産管理事務の適正処置を行なわしめることにつき検討されたい。

県営事業で取得した用地の登記状況

事業名	発生年度	筆数	登記未登記		進捗率%
			筆数	筆数	
北条用排水改良事業	32~37	147	20	127	13.6
大沢排水改良事業	31~37	203	93	110	45.8
小鶴川沿岸用水改良事業	35~37	21	0	21	0
橋津川排水改良事業	32	2	2	0	100.0
北条砂丘畑地かんがい事業	29~37	141	21	120	14.9
伊勢橋台風災害復旧事業	36	1	1	0	100.0
山守地区開拓地開良事業	37	38	0	38	0
宇倍野地区開懇建設附帯事業	37	59	0	59	0

事業名	年度	筆数	面積	単価
大山地区開懇建設附帯事業	37	61	0	61
湖山砂丘畑地かんがい事業	30~34	23	0	23
石脇第2地区農地保全事業	31~34	261	31	230
宇倍野地区	32~34	122	0	122
庄内村外ケケ村用水改良事業	18~19	2	0	2
米川用水改良事業	23~25	2	2	0
計		1,083	170	913

(5) 1市2町からの箕敷屋平野農業水利調査寄附金1,300,000円、大口堰用水改良事業寄附金250,100円及び小倉土地改良区返納金40,382円、合計1,590,482円が過年度未収金となつてゐるので、早期収納を努められたい。なお、箕敷屋平野農業水利調査地元寄附金現年度分(予算額3,416千円)については寄附の確約書を徴しているながら1,200千円しか納付されなかつたため、2,216千円が未調定となつてゐるとは前記過年度分とあわせ遺憾である。事業推進に大きく影響するので、収入確保に一層の努力を払われたい。さらに、開拓課関係歳入予算に計上されてゐる開懇建設寄附金821,000円の過年度未収金につ

いても収納に努められたい。

(6) 畑地かんがい受託事業費の予算合算を当該事業が実施されていない振興局に対して行なつてゐることは予算目的に照し、当を得ないものと認められるので予算の適正執行について留意されたい。

3 その他については、地方農林振興局の定期監査報告及び37年度決算審査意見書で述べたとおりであるので検討善処されたい。

畜産課 昭和38年10月17日監査

1 収支について 昭和37年度の収入支出状況は次のとおりである。

(単位 円)

区分 科目(款)	予算現額	調定年度		額計	収入済額	収入未済額	備考
		前年度以前繰越額	現年度				
使用料及手数料	3,435,000	0	3,453,225	3,453,225	3,453,225	0	
国庫支出金	47,316,000	0	43,279,271	43,279,271	43,279,271	0	
寄附金	524,000	0	208,400	208,400	208,400	0	
繰越金	3,740,000	0	3,740,000	3,740,000	3,740,000	0	
雑収入	5,070,000	819,833	5,827,069	6,646,902	6,137,341	509,561	
計	60,085,000	819,833	56,507,965	57,327,798	56,818,237	509,561	

支出

科目(項)	区分	予算現額	支出		額		不用額	備考
			支出	済	計	計		
畜産業費		89,949,102		79,142,827	0	79,142,827	10,806,275	
雑支		205,977		205,977	0	205,977	0	
計		90,155,079		79,348,804	0	79,348,804	10,806,275	
(繰越業費)				3,357,600	0	3,357,600	382,400	
畜産業費		3,740,000						

2. 経理出納並びに事務事業の執行について

(1) 草地改良事業で当年度実施した草地造成、牧道、牧柵の設置状況は次のとおりである。

区	分	地区数	事業量	事業費	補助金交付額	備考
	草地造成事業費	30	45,837 ha	15,907,927	7,832,600	
	牧道設置事業	2	2,858 m	2,623,600	1,049,000	
	牧柵設置事業		825,189 m	3,437,747	1,371,000	
	計	40	—	21,969,274	10,252,600	

本事業は37年度の継続的事业として実施されているが、実施地区のうちには、負担金等の事情により、37年度の事業を休止している事業主体があり、期間内完了が危ぶまれるので、計画的に事業の推進を図るよう適切な指導の要がある。

また、本事業の実施についての県下全体計画が樹立されていないので、これを策定し、事業の効率的執行につき配慮されたい。

(2) 小規模草地造成の計画面積280haに対し、実行は50%程度の低調な進捗率であつたので計画的実施に

支出

つき努力されたい。

(3) 36年度までに県有トラクターで実施した草地造成受託料、過年度測定分19件、490,183円が全額未収となつているので、早期納入確保に一層努力されたい。なお、未収になつているものの中には委託(開墾)面積と実施面積の相異なるものもあり、再調査の要が認められる。また未収納金の取り立てを開拓生産農業協同組合連合会に依頼し、県費でもつて必要旅費を負担していたが、収納を第3者に依頼することは適法でない。

(4) 多頭飼育の推進と酪農経営による農業経営の改善を図るため、家畜導入事業で7,177,200円の経費をもつて乳牛(牝牛)120頭を導入し、関金町、鹿野町、岩美町に各40頭あて貸し付け、貸付期間内(7年)に生産された牝牛を返還させることとし、各農家から迎われているが、管理委託契約の細目については検討を要する点が認められるので配慮されたい。

(5) 酪農振興費より酪農会議に対し支出した補助金22

9千円については当初事業計画に対する実績面において留意を要する面が認められたので適切な指導を期されたい。

(6) 家畜人工授精手数料並びに種畜種付料は収入科目を年により異にし、収入していることは適当でないので統一処理をはかられたい。

3 各出先機関の事務事業については定期監督報告で指摘したとおり、留意改善すべき事項があるので、さらに指導の徹底を期されたい。

農政企画課 昭和38年10月18日 監査

監査委員 浜田庄二

1 収支について

昭和37年度の収入、支出状況は次のとおりである。

同 中 田 玉 平

区分 科目(款)	予算現額	調定額		収入済額	収入未済額	備考
		前年度以前繰越額	現年度計			
使用料及手数料	10,000	0	9,600	9,600	0	
国庫支出金	288,835,000	0	212,458,558	212,458,558	0	
寄附金	300,000	0	300,000	300,000	0	農業改良資金助成事業
繰入金	97,000	0	90,653	90,653	0	
繰入金	1,140,000	0	1,140,000	1,140,000	0	
雑収入	1,905,000	105,400	2,968,364	3,073,764	2,951,710	122,054
計	272,287,000	105,400	216,967,175	217,072,575	216,950,521	122,054

支出

区分 科目(項)	予算現額	支出額		不用額	備考
		支出済額	翌年度繰越額		
農林費	249,092,736	177,200,584	52,925,000	230,125,584	18,967,152
雑費	3,758,000	3,757,500	0	3,757,500	500
職員給与費	746,783	746,783	0	746,783	0
雑費	288,000	288,000	0	288,000	0
計	255,885,519	181,992,867	52,925,000	234,917,867	18,967,652
(繰越分) 農政費	1,048,000	828,000	0	828,000	220,000

2 経理、出納並びに事務事業の執行について

(1) 農業構造改善事業について

ア 農業構造改善事業の実施については地方農林振興局の定期監査報告で述べたとおりであるが主務課においては指導班(25人)を設置し、37年度までに同事業の計画地域に指定された14地区の関係市町に対し、基本計画並びに事業実施計画樹立に必要な助言指導を行ない、事業推進に努めていた。しかしながら結果的には37年度の実施計画と実績に相当のつれを生じ、実質的には38年度へ50%以上の事業を繰り越していること、事業着手後相当の計画変更があつたこと、あるいは地元の資金的事業により事業の一部中止等の事例が見受けられ、事業推進上さらに考究善処を要する面が少なくないことを認めた。本事業を必要とする客観情勢の認識を深めるための措置と補助事業受入態勢の確立を図るとともに計画樹立はさらに慎重を期し、同事業の推進については振興局毎によるより

具体的な「管理計画(仮称)」の下に遂行されるよう、格段の配慮が必要である。

イ 3月末日現在で行なうべき繰越事業に対する出来形検査を6月5日付で各振興局に指示し、実施年度を相当経過した後に確認させており、また、この実績確認が不十分である等の事例が見受けられたので、事務処理をじん速化し、適期に実績確認を嚴格に行なわせるよう指導に留意されたい。なおこれら補助事業の事業量の増大に伴ない、指導、調査及び検査業務執行体制の確立につき検討善処されたい。

(2) 大型農業機械の管理運営について

ア 農業近代化を推進するため、土地基盤整備、草地造成等に大型トラクター、トラクター等による機械の導入が強く要求され、37年度に大型農業機械5台(トラクター2台、マルチ1台)、トラクター1台を15,881,200円で導入し、従前のものと合せて14台を集中管理するため、県

経済農業協同組合連合会と管理委託契約をしてい

た。

同連合会におけるその収支状況は

収入 3,588,000円

支出額 7,708,000円 (償却費の二分の一額2,239,100円を含む)

差引額 △ 4,120,000円

で、同連合会は受託機械の償却費として、償却額の二分の一額を県に納付し、残余の二分の一額は機械更新のため、別に積立ることとなっている。

1 委託事業の収支決算状況は前記のとおり、相当額の赤字を出しているが、これは豪雪により、深耕、草地造成等の計画面積延456haに対し、326.6haの実績に終ったこと、施行料単価が低いこと、あるいは設計単価の低い事業を請負形態で実施したこと等がその主因と思料されるが、さらはその原因を究明し、農業構造改善事業並びに市町村農業振興計画等との関連を密にして事業量の確保及び機械のか動効率の向上を図り、合理的かつ効率的な委託管理運営に格段の配慮をされたい。

しかしながら県はこの収入1,633,000円を予算計上してはいたが、何らの措置がなされないまま、全額未調定となつており、また残金の積立も行なわれていない状況にあつた。大型農業機械が最も効率的に運用されて農業近代化の推進に主要な役割を果すものと期待されているので、管理方式については法的なものではなくこの際、根本的に検討

なお、本機械の管理要綱並びに事業目的に照し目的外使用と思料される事例があるのでこれらの場合における措置について検討善処されたい。

善処されたい。

ウ 寒冷地農業振興対策事業用として国から貸付を受けた農業用トラクター1台(県が国に支払つた貸付料60,006円)も同連合会に管理委託しており、この償却費は別途協議して定めることとなつているが、未処置であつたので、早急に善処されたい。

(3) 鳥取砂丘利用研究施設として鉄筋コンクリート2階建延163坪建設(全体計画事業費16,660千円)経費のうち、37年度分事業費10,000千円に対し、補助金4,000千円の交付をしているがこれに対する実績報告が未提出のまま5月27日付で額の確定をし精算払されていた。実績確認等補助金の適正取扱いに留意されたい。

(4) 農村青年活動促進事業で県農業協同組合中央会に農村青年研修事業を委託し100千円の委託料が支出されているが、実績報告が徴されておらず、また支出内容に委託契約外の受講生に対する昼食代16,500円が含まれていた。実績確認の履行と経理指導に留意されたい。

(5) 畑作振興対策事業で、農家記帳補助金、ポンプ管理手当等の報償費82,610円支出しているがこの報償費の内容には土地改良区負担金9,000円が含まれており、経理処置が当を得ないものと認められる。また前記負担金は8,880円であるが9,000円を支出し、差

引120円の過払となつていた。

(6) (経理室)

37年度において各課が購入した相当数の備品は、備品整理簿に登記されていないので、従前に購入したものを併せ調査し、関係帳簿の整備を行ない適正なる物品管理に配慮されたい。

(7) 地方農林振興局で執行している補助事業に係る検査、確認及び事務の取扱いに充分と認め難いものがあつた。担当職員に対し「鳥取県補助金等交付規則」等関係規定について研修を行なうなど適切な指導を計られたい。